

葛城市の水道を守る会

7月19日（日） 當麻文化会館大研修室

1 開会のご挨拶

葛城市の水道を守る会事務局 春木 孝祐

2 葛城市議会第1回県域水道一体化調査特別委員会の報告

日本共産党葛城市議会議員 谷原 一安

3 「葛城市水道経営戦略」投資・財政計画（収支計画）の検討

葛城市の水道を守る会事務局 古田 啓祐

4 意見交換

資料1	葛城市議会第1回県域水道一体化調査特別委員会の報告	3枚
資料1-①	「単独経営と事業統合の給水原価予測値の比較」	1枚
資料1-②	「単独経営と事業統合のR7～R30総費用削減累計額」	1枚
資料1-③	毎日新聞R2.7.7記事	1枚
資料1-④	平成30（2020）年度 奈良県下28市町水道事業の経営状況	2枚
資料2	投資・財政計画（収支計画）の検討	1枚
資料2-①	「葛城市水道経営戦略」投資・財政計画（収支計画）	2枚

葛城市の水道を守る会の歩み

2019年3月2日	パネルディスカッション「水道広域化と葛城市水道事業」 忍海歴史博物館あかねホール
2019年5月12日	葛城市の水道を守る会 理事会（仮称）結成集会 當麻文化会館小研修室
2019年8月3日	葛城市の水道を守る会 映画「最後の一滴まで」の鑑賞 當麻文化会館中研修室
2019年10月11日	葛城市の水道を守る会 葛城市水道施設の見学会 葛城市水道局
2019年11月30日	葛城市の水道を守る会 映画「どうする？日本の水道」の鑑賞 県営水道の経営について 當麻文化会館中研修室

葛城市議会第1回県域水道一体化調査特別委員会の報告

葛城市議会議員 谷原 一安

1 県域水道一体化における動き

①第6回県域水道一体化検討委員会（R2年5月）

「効果算定」……市町村事業を継続した場合と統合した場合の2つの効果算定

「覚書および基本方針」……統合に向けた基本方針と市町村が締結する覚書案

「今後のスケジュール」……来年1月に市町村による覚書締結

(協議会への参加を市町村議会で議決)

令和3年度中に協議会設置

令和6年度に企業団発足。すべての資産を引き継ぐ。

②(仮称)水道サミット（R2年5月21日開催予定もコロナ自粛で中止となる）

③葛城市議会「第1回県域水道一体化調査特別委員会」（R2年6月）

(仮称)水道サミット用に県域水道一体化検討委員会が作成した資料の説明

2 (仮称)水道サミット「県域水道一体化の推進に向けて」の要点

①県域水道の現状と将来の広域化の方向

現状 大規模浄水場3 中小規模浄水場15 (葛城市3)

将来 大規模浄水場3 中小規模浄水場 4 (葛城市0) (五条・吉野区域のみ)

②施設共同化による投資抑制および国の交付金活用による効果額（R7年～16年）

施設共同化による効果 140億円

浄水場の集約・廃止 246億円

送排水施設の集約・廃止 174億円

共同施設化事業費 Δ280億円

広域化事業交付金など 382億円

③県域水道の現状

職員数・給水原価・管路更新率・有形固定資産減価償却率の現状

④単独経営と事業統合の給水原価予測値の比較 (浄水の原価) 資料1-①

水需要の減少と施設更新費用の増加を見込んだ予想値 (m³/円)

A 統合 R7年 182.6円 R30年 230.8円

B 葛城市単独 R7年 120.5円 R30年 211.6円

葛城市単独の場合 62.1円安い 19.2円安い

⑤ 単独経営と事業統合の R7～R30 総費用削減累計額

資料 1-②

- A 統合により約 900 億円削減。葛城市と大淀町を除くすべて市町村で効果あり
 B 葛城市は単独で事業継続した場合と比べて 54 億 7,700 万円の負担増

⑥ 単独経営と事業統合の供給単価予測値の比較 (浄水の販売単価)

- A 統合 R7年 184円 (1m³/円)
 B 葛城市単独 R7年 130.3円 53.7円安い

水道広域化を進める県域水道一体化検討委員会の比較予想値において、葛城市は企業団に参加すれば、水道料金においても、水道事業の総費用においても、葛城市民に大きな負担増となることが示される。
 葛城市と大淀町以外の県内市町村は負担減となる見込み。

⑦ 広域化による水安全度の確保

大規模地震災害において、耐震化済み県浄水場は稼働するものとして想定

- A 現状 葛城市は中程度の断水
 B 統合 葛城市は小程度の断水

ただし、「県域水道一体化調査特別委員会」での説明の際に、葛城市水道局担当者から、この認識は誤っていると説明がある。(葛城市浄水場がストップしても、県水を耐震化済みの葛城市内の配水池に供給できる体制となっている)

⑧ 県域水道一体化の覚書締結に向けた今後の進め方

- ・ 統合の形態 …… 事業統合・料金統一
- ・ 統合の時期 …… 令和 6 年度中に企業団設立、令和 7 年度の事業開始
- ・ 資産の引継ぎ …… 施設・資金・負債は統合時に企業団にすべて引き継ぐ
- ・ 覚書の位置づけ …… 統合に向けての協議検討を進めることとして締結する
 令和 3 年度に「協議会 (任意)」および「準備室」設立
- ・ 合意形成に向けた P D C A …… 作業部会 (担当者)
 県域水道一体化検討委員会 (部局長・課長)
 市町村長会議 (水道サミット) (知事・市町村長)
- ・ 県域水道一体化合意の判断 …… 効果算定と覚書において協議検討の参画を判断
 企業団に参加しなくとも、業務連携は可能

資料 1-③ 統合の問題点 (毎日新聞 7 月 7 日付朝刊より抜粋)

「大和郡山市は、水道事業の貯金 (内部留保) 約 81 億円のうち約 28 億円を市本体の財布である「一般会計」に移すことを決めた。」

「今回の措置の背景には、自治体間で水道事業の経営状態に大きな差がある現状がある。(中略) 借金がほぼない大和郡山市にとっては、他自治体のマイナスの資産 (借金) の埋め合わせに「市民の財産」である貴重な内部留保が使われかねない。そのため、覚書案の判明を受け、資産を守るために法的に可能な措置を取った形だ」

資料 1-④ 大きく異なる各市町水道事業の経営・資産状況

3 水道事業等の統合に関する基本方針（草案）の問題点

① 県域水道一体化の必要性

「県内の水道事業者が抱える課題を、各水道事業者が単独で対応していくには限界がある。とりわけ、人口減少に伴う給水収益の先細りにより適切な更新事業費の確保が困難になることや、水道事業の維持に対して十分な技術力・人員の確保が困難になっていくことは明らかである。」

「今後水道事業を継続する上で県域全体の水道サービスの向上・平準化を図り、水道の基本理念とされている「安全」「強靱」「持続」の実現を目指し水道水を安定的に供給することが必要となる。そのためには水道の広域化が有効な手段であることから「県域水道一体化」が必要である。 資料1-④

② 施設・管路整備についての基本事項

- ・ 県営水道区域内にある浄水場は順次統合、3カ所にする。
- ・ 企業団設立までの間、各事業者がこれまでおこなっている整備については企業団設立前の直近5年間の更新水準を保証、もしくは関係団体の水道施設整備計画を尊重するものとする。

③ 企業団本部及び事務所についての基本事項

- ・ 事務所は企業団設立事業開始当初は各構成団体の事務所（出張所）とするが一定期間経過後（仮称）ブロック統括センターを設け事務所の集約を行うものとする。
（お客様センター業務窓口は一定期間経過後ブロック統括センターに集約）

④ 財政ルールに関する基本事項

- ・ 水道料金は、統合時において統一することを基本として、企業団が健全な運営を維持できるよう最適な料金を設定するものとする。

⑤ 留意事項

- ・ 覚書締結後、本方針に基づき企業団設立に向けた検討を進めていくものであり、現時点で企業団への参加を拘束するものではない。事業統合、料金統一を目指すことを基本とするが、各団体の状況、移行をふまえ弾力的な対応を含め今後議論を進めることも必要であり、できる限り全ての関係団体が県域水道一体化に参画できるよう議論を進めていくことが必要である。

令和6年度までに関係団体は、奈良県広域水道企業団設立の基本協定を締結することになるが、公平性の観点から、これ以降の企業団への参入は出来ないこととする。

（ただし、水道サミット資料では、「企業団に参加しない場合でも、企業団との業務連携は可能」としている。）

以上